

令和2年2月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和2年3月6日(金) 開会 午前10時 1分  
閉会 午前11時26分

場所 第7委員会室

出席委員 岡田静佳委員長

蒲生徳明副委員長

山口京子委員、木下博信委員、荒木裕介委員、神尾高善委員、齊藤正明委員、柿沼貴志委員、岡重夫委員、白根大輔委員、浅野日義英委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

野瀬清喜公安委員長、高木紳一郎警察本部長、斎藤文彦総務部長、小柳津明警務部長、佐伯保忠生活安全部長、山本淳地域部長、岩元正一刑事部長、古賀康弘交通部長、渋谷晃警備部長、平山毅財務局長、近藤勝彦監察官室長、伊古田晴正刑事部参事官、川上博和組織犯罪対策局長、岩崎茂警務課長、林学生活安全部参事官、南雲芳夫地域部参事官、三好幸彦刑事部参事官、鈴木久生運転免許本部長、結城弘交通部参事官、相原浩哉警備部参事官、奥勝宏総務課長、関田幸春会計課長、山田正広生活安全総務課長、上條浩一人身安全対策課長、會田雄一少年課長、新井智美保安課長、三浦孝一サイバー犯罪対策課長、齋藤正土地域総務課長、近藤峰彦通信指令課長、大村正幸刑事総務課長、愛敬進組織犯罪対策課長、佐藤勝彦国際捜査課長、風上正樹交通総務課長、永谷邦夫交通規制課長、熊谷嘉弘運転免許課長、高田志保公安第一課長、千種寿代警備課長、杉村周一オリンピック・パラリンピック対策課長、齋藤健一危機管理課長

[危機管理防災部関係]

森尾博之危機管理防災部長、福田哲也危機管理防災部副部長、武澤安彦危機管理課長、鶴見恒消防防災課長、鈴木郁夫化学保安課長、普家俊哉危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第37号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第38号	埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例	原案可決
第52号	令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第7号)のうち警察本部関係及び危機管理防災部関係	原案可決
第56号	令和元年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第71号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願  
なし

報告事項（危機管理防災部関係）

さいたま市の救助実施市の指定について

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

山口委員

- 1 本県の自動車盗の発生はどのような状況なのか。
- 2 本県警察本部で把握しているヤードは239か所で、全国で3番目に多いとのことだが、ヤード数の1番目と2番目に多い県はどこなのか。また、それらの県の自動車盗の発生はどのような状況なのか。
- 3 ヤード数の多い県は、自動車盗も多いと言えるのか。
- 4 一般的な中古車販売店や自動車修理工場は、この条例の規制対象となるのか。
- 5 自動車分解整備事業の認証を受けている者が分解整備として行う自動車等の保管又は解体は適用除外となるが、このほかに適用除外となるものはあるのか。
- 6 条例が施行された後の届出数はどのくらいになると見込んでいるのか。
- 7 本条例を制定した場合に期待される効果はどのようなものか。
- 8 附則第3項において、現にヤード内自動車等関連事業者である者については、令和2年9月30日までに届出をすることとされているが、経過措置の期間は3か月間で十分なのか。
- 9 令和元年度埼玉県一般会計補正予算において、退職手当が5億9,363万円減額している理由は何か。
- 10 一般行政費と車両維持費の減額理由は何か。

生活安全総務課長

- 1 県内において、過去5年の自動車盗の認知件数は、600件から900件で推移している。また、令和元年中の本県の自動車盗認知件数は630件で、全国第5位となっている。
- 2 令和元年中のヤード数について、全国でヤード数が1番多いのは千葉県で552か所、2番目が茨城県で414か所となっている。令和元年中における両県の自動車盗の発生状況について、千葉県の自動車盗の認知件数は738件で、全国第3位となっている。また、茨城県の自動車盗の認知件数は1,482件で、全国第1位となっている。
- 3 ヤード数と自動車盗の認知件数の間には、一定の関連性があるものと考えられる。
- 4 本条例では、ヤードの定義を「みだりに人が立ち入ることができない工作物が、施設の周囲に設けられているもの」としており、御指摘のあった中古車販売店や自動車修理工場がこのような施設でない限りは、一般的には規制対象とはならない。仮にヤードにおいて中古車販売店や自動車修理工場が営業しているとしても、本条例第12条では、自動車分解整備事業者が分解整備として行う自動車等の保管又は解体を適用除外とする規定を設けており、大半の中古車販売店や自動車修理工場は自動車分解整備事業の認証を受けていることから、規制対象とはならない。
- 5 市町村が放置自転車等を撤去した場合の自転車等の保管場所は全部適用除外となるほか、自動車リサイクル法の関連事業者について一部適用除外することとしている。
- 6 239か所のヤードは、警察官がパトロール等を通じて把握して確認した数であるが、未把握であったヤードから新たに届出がなされる可能性も考えられるため、届出見込数は約300件程度と考えている。
- 7 本条例の施行により、ヤードの実態把握が推進されるとともに、相手方の確認や取引記録の作成等の規定により、県警察が、ヤードにおける自動車等の取引の実態や経緯を

確認することが可能となる。これらの規制が抑止力となり、盗難自動車等がヤードに持ち込まれにくくなるとともに、ハンドルロック、センサーライト設置等の盗難被害防止対策と合わせ、県内における自動車等の盗難の防止が図られるなどの効果があると考えている。

### 生活安全部長

- 8 県警察では、条例の趣旨及び内容等を県民の方に広く知っていただくため、本条例の公布に合わせ、ポスター、リーフレットを作製し、警察署、行政機関等に掲出するなどして、広報啓発活動に努めていきたいと考えている。併せて、県警察が把握している239か所に対しては、直接、警察職員を派遣して、届出や条例の内容について説明するなど、周知には万全を期することとしていることから、経過措置は3か月で十分であると考えている。

### 警務課長

- 9 退職手当の減額補正について、退職手当のうち定年退職者の人数が、当初見込んだ人数に達しなかったということである。細かく説明すると、まず退職手当の算定は4つの要素で算出しており、定年退職、勸奨退職、普通退職、死亡退職である。見積りを行った時期は平成30年の夏頃である。定年退職は3月末で退職する数なので確定して数字を出している。実際258人を見込んでいたところ、243人の執行見込みとなり、15人分が当初よりも減額となる。この15人は勸奨退職、普通退職、死亡退職に流れているが、見積もった時期が一昨年ということもあり、昨年度、本年度に分けて定年予定の職員が普通退職、死亡退職、勸奨退職で退職した。勸奨退職は過去2年の実績を平均して算出しており、定年退職が流れたが、63人見込んでいたところ59人となり4人マイナスとなった。普通退職は見込んだ人数が95人のところ、136人で人数は多かったが、若年者の退職が多く、一人当たりの退職手当が少なくなり、これも減額となった。死亡退職は一人当たりの退職手当の額が高いため、過去3年の実績を平均して見積もっている。14人で算定したが、実際は10人であり、定年退職が3億5,000万円、勸奨退職が1億1,000万円、普通退職と死亡退職で1億3,000万円のそれぞれが減額となり、これを合わせて約5億9,000万円の減額補正をするということである。

### 会計課長

- 10 一般行政費の主な減額理由は、警察活動の効率化を図るシステムのプログラム再構築にかかる契約差金である。車両維持費の主な減額理由は、ガソリンの実績単価が見込みを下回ったことによる車両燃料費の差金である。

### 山口委員

若年者の退職者が見込みより多かったとのことであるが、若年者とは何歳までで、何人くらいいたのか。

### 警務課長

おおむね30歳未満をカウントしている。今年度の普通退職者は、不支給を含めて144人いる。約60パーセントが30歳未満であり、退職手当の金額が低くなっている。退職の理由は、転職、家庭問題及び私的问题である。

## 柿沼委員

- 1 本条例の施行後、ヤードをどのくらいのペースで確認していくのか。
- 2 本条例の違反を認めた場合、どのような措置を取っていくのか。
- 3 ヤードには言葉の通じない外国人が多いと思われるが、言語の違いの観点も含め、どのように取締りを行っていくのか。

## 生活安全部長

- 1 届出を受けたヤードに対しては、管轄する警察署が、おおむね6か月以内を目途に立入検査を実施し、届出内容と現況に相違がないか、などについて確認することとしている。また、届出がなされていないヤードを発見した際には、速やかに本条例の規定に基づく立入検査を実施して、届出の要否を含めたヤードの実態について確認していく。
- 2 本条例は、新たに県民に義務を課すものであることから、例えば、取引記録の作成義務違反や従事者名簿の備付け違反等の形式犯については、一旦は是正措置を講ずるよう指導に留めた上で、それでも指導に従わない場合には、検挙措置を講ずることとなる。一方で、本条例は、直接、罰則を適用することができることとなっていることから、例えば、無届違反等については、無届の期間、取引の状況等の悪質性を鑑み、指導等の措置を講ずることなく、直ちに検挙措置を講ずることもあると考えている。
- 3 ヤードでは、現在も多くの外国人が稼働している。よって、本条例の施行に当たり、警察職員が立入検査を行う場合には、届出者が使用する言語の通訳人を同行させることとするほか、ヤードを発見して立ち入った際、その場に通訳人がいない場合等でも、電話により通訳を行い、実態を解明していきたいと考えている。ヤードの実態を把握した上、仮に入管法違反等があれば、関係法令を適用して検挙措置を講じていく。

---

## 【付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

### 木下委員

災害救助基金を年度内に基準に戻さなければいけないという理由で、8億7千万円の補正を組んでいる。今回は秋の台風だったから年度内に戻すことができたが、災害が続いて基金の取り崩しが多額になると年度内に戻すのは難しくなる。自治体にとっては厳しいルールであり、今後、年度内に戻さなくてもいいように国に要望するなどの考えはあるか。

### 消防防災課長

委員御指摘のとおり、基金の取崩しが大きい場合、年度内に積立額を基準に戻すことは被災自治体にとって厳しいルールである。災害救助法施行令では、当該年度に積み立てなければならない額を、義務として法定最少額の5分の1と規定している。この規定は、自治体の財政負担を考慮されたものとも考えられる。埼玉県の場合では、法定最少額が約3億5千万円であるので、その5分の1は約7億7千万円となる。今年度は、当初に不足が見込まれていた1億4千万円と、災害対応で取り崩した8億7千万円を合わせた10億1千万円を積み立てることとした。これを、今年度7億7千万円、来年度2億4千万円に分けて積み立てることも可能ではあった。しかし、災害が頻発している状況もあり、救助実施のための安定的な財源基盤を確保するという基金の目的を鑑みて、速やかに積み立てることとしたものである。

### 木下委員

5分の1を積みばいいのだが、今後の災害に備え、今回は法定最少額を超える額を積む

ことができるので、積んでおこうと判断したということでしょうか。

### 消防防災課長

お見込みのとおりである。

### 岡委員

- 1 大規模災害被災者受入事業費について、「県内への避難者が減ったことによる減額」とあるが、どの災害のことを言っているのか。また、「避難者が減った」というのは、どういう内容の人がどのくらい減ったのか。
- 2 昨年の東日本台風ではかなりの被害が出た。その割に災害援護資金の貸付が22件というのはかなり少ない気がするがどうということか。

### 消防防災課長

- 1 まず、「どの災害か」ということについては、東日本大震災のことであり、県が東日本大震災で被災した方に対し、県内の民間賃貸住宅や国家公務員宿舎、県営住宅を住まいとして提供するための事業費である。入居者の自宅再建が想定よりも早まり、賃料や設備費が当初の見込みを下回ったことにより、減額補正を行うものである。本事業で支援している対象戸数については、令和元年12月1日時点で、民間賃貸借上げ住宅100戸、国家公務員宿舎1戸、県営住宅12戸、合計113戸となった。当初の見込みでは、民間賃貸借上げ住宅127戸、国家公務員宿舎2戸、県営住宅15戸、合計144戸であったため、31戸減ったことになる。なお、本県への避難者数は、令和2年1月1日時点で3,208人であり、平成26年12月の最大5,650人と比べて2,442人減っている。
- 2 災害援護資金の貸付けについては、発災直後の10月23日に、県では各市町村担当者を集め、災害援護資金を含めた被災者支援制度についての説明会を実施し、制度の周知や、被災者への呼び掛けを行うよう求めた。各市町村では、被災世帯を個別に訪問し、各種支援制度のパンフレットを配布するなど、制度の周知に努めた。その結果、1月10日までに市町村において22件の貸付けが行われた。ただし、被災者が市町村に貸付申請できる期間は、原則発災の翌月1日から起算して3か月後の1月31日までである。1月10日以降幾つかの市町村から貸付申請を受け付けていると聞いており、若干貸付件数が増えると思われる。また、東松山市については、貸付けを受けて被災した住宅を再建するのか、それとも移転するのかを迷っている人も多いということで、県に対して貸付申請受付期間の延長要望があった。内閣府との協議の結果、本年9月30日まで、被災者が東松山市に貸付申請できる期間を延長した。こちらについては、まだ貸付件数が増える可能性がある。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---